

学則

(令和6年4月1日施行)

学校法人 明泉学園
フェリシアこども短期大学

学校法人 明泉学園 フェリシアこども短期大学 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに「愛の教育」の実践を目指すという建学の精神に則り、高等学校教育の上に、一般教養と専門的知識・技能を教授研究し、グローバル化に対応できる乳幼児教育者を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、フェリシアこども短期大学基本方針（入学者受入れ方針、教育課程編成実施の方針及び学位授与の方針）は別に定める。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という）を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己評価等に関する規則等は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本学は、前条に規定する自己評価等に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という）による評価を受けるものとする。

2 認証評価機関による認証評価に関する規則等は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第1条の4 本学は教育内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、教職員の研修・研究を行う。

2 前項の委員会については、別に定める。

(教員と事務職員等の連携、協働)

第1条の5 本学は、教員と事務職員等の協働による教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で連携体制を確保する。

第2章 学科、学生定員、修業年限等

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国際こども教育学科	130名	260名

2 国際こども教育学科に次のコースを設ける。

国際こども教育コース

こども教育コース

(教育研究上の目的)

第2条の2 国際こども教育学科の教育研究上の目的を次のとおり定める。

多文化な乳幼児教育現場において、愛情をもって子どもの最善の利益を保障できる乳幼児教育者を養成するための教育及び研究を行う。

2 前項の目的を達成するため、フェリシアこども短期大学基本方針（入学者受入れ方針、教育課程編成実施の方針及び学位授与の方針）は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第3条 国際こども教育学科の修業年限は、おおむね2年とする。

2 在学年数は、4年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、第27条に定める長期履修学生の在学期間は8年を限度とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、次のとおりとし、学期は春学期と秋学期に分ける。

(1) 春季入学 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

(2) 秋季入学 10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

秋学期 10月1日から3月31日まで

春学期 4月1日から9月30日まで

(授業期間)

第5条 授業を重視するために、学期と授業期間が異なった場合は、後者を優先し学事暦に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

冬季休業期間等は学事暦に定める。

2 学長は必要がある場合、理事長の許可を得て、休業日もしくは休業期間を変更し、学園の行事、授業、実習、その他の活動を命ずることができる。

3 職員の休業日については、学校法人明泉学園就業規則の規定を優先する。

4 学長は、理事長の許可を得て、創立記念日等を休業日として設ける場合がある。

第4章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に終了した者

(7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、選考を行う。

2 選考の方法は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 11 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学会員を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 12 条 入学を許可された者は、正副保証人を定め届け出なければならない。

2 正保証人になることのできる者は、父母または近親者とする。

(保証人の変動)

第 13 条 保証人に氏名もしくは住所の変更があったとき、または死亡その他の重大な事情が生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(転入学及び再入学)

第 14 条 本学に転入学又は再入学を志望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。この場合において、他の大学に在学中の者は、当該大学の学長の発する承諾書を提出しなければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(退 学)

第 15 条 退学しようとする者は、正保証人連署のうえ、本学所定の用紙により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第 16 条 病気その他やむを得ない事情により 2 か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間が次年度にわたるときは、学年の始めに改めて願いでなければならぬ。

(休学期間)

第 17 条 休学期間は、2 年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年数に算入しない。

(復 学)

第 18 条 休学期間に内にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 在学年数を超えた者
- (2) 休学期間に内に復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠っている者
- (4) 1 か月以上にわたり行方不明の者
- (5) 懲戒処分を受けた者

(復 籍)

第 19 条の 1 第 19 条第 2 ~ 4 号により除籍された者が、保証人連署の上、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第20条 本学で開設する授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目的単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目的種類によっては、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものにつき、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 体育実技については、45時間の授業をもって1単位とする。教育実習における実習は30時間、保育実習I(保育所)、保育実習I(施設)、保育実習II、保育実習IIIについては、40時間をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

第22条 成績の評価は、S、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。

評価 成績

S 100-90

A 89-80

B 79-70

C 69-60

D 59以下

2 成績は、試験等による。

(単位の授与)

第23条 成績の評価及び単位の最終的認定は、学長が行う。

2 履修の方法、単位の算定、履修の登録等の必要な事項は別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第23条の2 適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。上限単位数及び運用に関する事項は別に定める。

第6章 卒業要件等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第24条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第24条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修、及び別に定める機関が実施している

技能検定試験に合格した場合、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとすることができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学の場合を除き、第24条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位とする。この場合において、第24条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(卒業及び学位授与)

第25条 本学に2年以上在学し、別表第1に定める授業科目及び単位数を修得した者についての卒業の最終的認定は、学長が行う。

2 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第26条 本学において取得することができる免許及び資格の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭二種免許

保育士資格

2 幼稚園教諭二種免許を取得する者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところに従い、別表第1及び第2に掲げる科目のうち、別に定める所定の単位を修得して、本学を卒業しなければならない。

3 保育士資格を取得する者は、保育士を養成する学校その他の施設の修業科目及び履修方法（平成22年厚生労働省告示第278号）に定めるところに従い、別表第1及び別表第3に掲げる科目のうち、別に定める所定の単位を修得して、本学を卒業しなければならない。

第7章 長期履修学生

(長期履修学生)

第26条の2 学生が職業を有している等の事情により、第3条に定める修業期限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た時は、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第27条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経たうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目に対し、本学の定める方法により単位を与えることができる。

(科目履修料等)

第28条 科目等履修生は、所定の期日までに科目履修料等を納付しなければならない。

2 前項の科目履修料等は、別に定める。

(補充規定)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定めることができる。

(聴講生)

第 29 条の 2 本学において、科目の聴講を希望する者があるときは、審査のうえ聴講生として許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用等

(入学検定料等の金額)

第 30 条 本学の入学検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第 5 のとおりとする。

(授業料等の納付の時期)

第 31 条 授業料等の納付の時期及び方法に関して必要な事項は別に定める。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 32 条 学期の中途中で退学又は除籍された者の当該学期分の授業料は納入しなければならない。

(学年の中途中で卒業する場合の授業料)

第 33 条 学年の中途中で卒業する者の授業料は前条の規定を準用する。

(休学等の場合の授業料)

第 34 条 休学を許可された者は別に定める休学在籍料等を納入するものとし、授業料その他費用の納入を要しない。

2 停学中の期間にかかる授業料は、これを徴収する。

(再入学の場合の入学金の特例)

第 35 条 再入学の場合の納入金の額は、当該再入学者が既に納付した入学金の額を控除した額とする。

(納付した入学検定料等)

第 36 条 既に納付した入学検定料及び入学金は、如何なる理由があっても、これを返還しない。

(特待生又は奨学生)

第 37 条 人格又は成績の良好な受験予定者を特待生又は奨学生として受け入れができる。候補者の最終的決定は、学長が行う。

第 10 章 教職員組織

(学長)

第 38 条 本学に学長を置く。学長の任命は、業務決議機関である理事会が行う。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長及び学科長)

第 39 条 本学に副学長及び学科長を置くことができる。副学長及び学科長の任命は、理事会が行う。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(教職員組織)

第 40 条 本学に、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、現業職員、その他の必要な職員を置く。

2 特任教授、特命教授、客員教授などを置くことができる。

第 11 章 教授会

(教授会の設置及び構成)

第 41 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織される。准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第 42 条 学長は教授会を招集する。

(教授会の議長)

第 43 条 学長は、教授会の議長となる。学長に支障があるときは、学長があらかじめ指名した職員がその任務を代行する。

(教授会の具申事項)

第 44 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 12 章 専攻科

(専攻科)

第 45 条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科は、世界の子どもたちについての学びを深めるとともに、実践研究のスキルを身につけ、国際社会に貢献できる乳幼児教育者の養成を目的とする。

3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
国際こども教育専攻	30 名	30 名

4 専攻科の修業年限は 1 年とし、在学することのできる年限は 2 年とする。

(専攻科の教育研究上の目的)

第 45 条の 2 専攻科の教育研究上の目的を次のとおり定める。

多文化な乳幼児教育現場において、感性と探究心をもった実践研究者を養成するための教育及び研究を行う。

2 前項の目的を達成するため、フェリシアこども短期大学専攻科基本方針（入学者受入れ方針、教育課程編成実施の方針及び学位授与の方針）は別に定める。

(専攻科の入学資格)

第 46 条 本学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学、短期大学または専修学校の専門課程の保育、教育分野の学科を卒業した者

(2) 以下の何れかの免許状または資格を取得した者

①幼稚園教諭免許状（二種以上）

②保育士資格

(3) 本学の入学資格審査により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(専攻科の教育課程)

第47条 本学の専攻科において開設する授業科目及び単位数等は、別表第4のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第48条 専攻科を修了するためには、学生は1年以上在学し、別表第4に定めるところにより、24単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第49条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第6のとおりとする。

(その他)

第50条 この学則の規程は、第8条、第17条、第20条、第24条、第25条、第26条、第30条及び第33条を除き、専攻科の学生に適用する。

2 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第13章 賞 罰

(表彰)

第51条 善行・功労・成績などに優れている学生を学長が表彰することができる。

(罰則)

第52条 本学の規則に違反、又は学生の本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、及び戒告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 本学及び本学関係者の名誉・信用を失墜させた者
- (2) 本学の秩序を乱し、本学関係者に迷惑をかけた者
- (3) 本学の定める規程類に違反し、それに従わなかった者
- (4) 学則に違反した者

4 学長は、第1項に至らない違反者等に対してこれを戒めるため、訓告(書)・注意(書)を与えることができる。

5 賞罰に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第14章 附属図書館その他の附属施設

(附属施設)

第53条 本学に附属図書館及び認定こども園フェリシア幼稚園フェリシアこども短期大学附属を設置する。

2 附属図書館及び認定こども園フェリシア幼稚園フェリシアこども短期大学附属に関して必要な事項は、別に定める。

第15章 雜則

(委任規程等)

第54条 この学則の施行に関して必要な委任規程等は、理事会が委任する理事長がこれを定める。

(学則の改廃)

第 55 条 この学則の改廃は、理事会が委任する理事長が行う。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる卒業要件、授業料の金額及び納付時期並びに演習費その他の費用の徴収については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる実習費の金額については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる授業料の金額については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学検定料の金額については、昭和 56 年 1 月 1 日から適用する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる授業料及び実習費の金額並びに演習費その他の費用の徴収については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 58 年 4 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる授業料及び実習費の金額並びに別表の適用については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者は従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者は従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者は従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 別表第6の冷暖房費は、平成19年・平成20年入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 別表第1から3の科目名（必修科目）は、平成26年10月1日からによる。

附 則

- 1 この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則

による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 別表第5及び別表第6の施設費は、令和5年入学生は従前のとおりとする。

別表第1(学則第20条)

系列	科 目 名	単位数		備 考
		必 修	選 択	
教 養 科 目	日本国憲法	2		
	幼児教育と情報機器演習 I	1		
	幼児教育と情報機器演習 II	1		
	英語コミュニケーション I	1		
	英語コミュニケーション II	1		
	文章表現法	1		
	キャンパスライフデザイン	1		
	キャリアデザイン	1		
	保育者入門		1	
	幼児造形入門		1	
	日本の文化とこころ		2	
	幼児音楽入門（うた）		1	
	幼児音楽入門（ピアノ）I		1	
	幼児音楽入門（ピアノ）II		1	
	幼児音楽入門（ピアノ）III		1	
	ボランティア活動		2	
	児童文化		1	
	国際理解		2	
	留学英語準備講座 I		1	
	留学英語準備講座 II		1	
	English Conversation I		1	
	English Conversation II		1	
	English Conversation III		1	
	English Conversation IV		1	
	コンピュータサイエンス		2	
保健体育 科目	体育理論	1		
	体育実技	1		
専 門 教 育 科 目	教育原理	2		
	教職概論	2		
	保育の心理学	2		
	特別支援教育（障害児保育）I	1		
	教育課程総論（保育の計画と評価）	2		
	自然遊びと生活環境保全 I	1		
	保育内容総論	1		
	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と表現	1		
	保育内容（健康）の指導法		1	
	保育内容（人間関係）の指導法		1	
	保育内容（環境）の指導法		1	
	保育内容（言葉）の指導法		1	
	保育内容（表現）の指導法 I		1	
	保育内容（表現）の指導法 II		1	
	保育・教育方法技術論		2	
	子ども理解と相談・援助		2	
	保育・教職実践演習（幼）		2	

専 門 教 育 科 目	幼児造形 I		1	
	幼児造形 II		1	
	幼児音楽 I		1	
	幼児音楽 II		1	
	幼児音楽 III		1	
	幼児音楽 IV		1	
	声楽 I		1	
	声楽 II		1	
	教育実習指導		1	
	教育実習		4	
	保育原理		2	
	保育者論		2	
	社会福祉		2	
	子ども家庭福祉		2	
	子育て支援		1	
	社会的養護 I		2	
	社会的養護 II		1	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの保健		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	子ども家庭支援論		2	
	乳児保育 I		2	
	乳児保育 II		1	
	特別支援教育（障害児保育） II		1	
	自然遊びと生活環境保全 II		1	
	幼児体育 I		1	
	幼児体育 II		1	
	保育実習指導 I (保)		1	
	保育実習指導 I (施)		1	
	保育実習 I (保育所)		2	
	保育実習 I (施設)		2	
	保育実習指導 II		1	
	保育実習指導 III		1	
	保育実習 II		2	
	保育実習 III		2	
	国際こども教育概論		2	
	保育英語 I		1	
	保育英語 II		1	
	保育英語 III		1	
	比較乳幼児教育論		2	
	言語教育と幼児教育		2	
	保育内容特論		1	
	異文化コミュニケーション演習		1	
	海外フィールドワーク I		1	
	海外フィールドワーク II		3	

専門科目目	乳幼児と脳科学 異文化コミュニケーション演習 多文化間心理学 家族と多文化社会 教育と経営 保育とアート こどもと国際貢献 異文化体験Ⅰ 異文化体験Ⅱ 多文化保育論 子どもと世代間交流 世界のE S Dと保育	2 1 2 2 2 1 2 1 1 2 2 2
-------	---	--

別表第2（学則第26条第②項）教職課程の科目

系列	科 目 名	単位数		備 考
		必 修	選 択	
教養科 目	日本国憲法	2		
	幼児教育と情報機器演習 I	1		
	幼児教育と情報機器演習 II	1		
	英語コミュニケーション I	1		
	英語コミュニケーション II	1		
保健体 育科目	体育理論	1		
	体育実技	1		
専 門 教 育 科 目	教育原理	2		
	教職概論	2		
	保育の心理学	2		
	特別支援教育（障害児保育） I	1		
	教育課程総論（保育の計画と評価）	2		
	自然遊びと生活環境保全 I	1		
	保育内容総論	1		
	幼児と健康	1		
	幼児と人間関係	1		
	幼児と環境	1		
	幼児と言葉	1		
	幼児と表現	1		
	保育内容（健康）の指導法	1		
	保育内容（人間関係）の指導法	1		
	保育内容（環境）の指導法	1		
	保育内容（言葉）の指導法	1		
	保育内容（表現）の指導法 I	1		
	保育内容（表現）の指導法 II	1		
	保育・教育方法技術論	2		
	子ども理解と相談・援助	2		
	教育実習指導	1		
	教育実習	4		
	保育・教職実践演習（幼）	2		
	幼児造形 I	1		1
	幼児造形 II			
	幼児音楽 I	1		
	幼児音楽 II	1		
	幼児音楽 III	1		
	幼児音楽 IV			1
	特別支援教育（障害児保育） II			1
	自然遊びと生活環境保全 II			1
	幼児体育 I			1
	幼児体育 II			1
	国際こども教育概論			2

別表第3（学則第26条第③項）保育士養成課程の科目

別表第4（専攻科 国際こども教育専攻）

系列	科 目 名	単位数		備 考
		必 修	選 択	
教養科目	国際理解 Intensive EAL 英語で伝える日本文化		2 2 1	
専門科目	保育英語 I 保育英語 II 保育英語 III 国際こども教育概論 比較乳幼児教育論 言語教育と幼児教育 乳幼児と脳科学 保育内容特論 異文化コミュニケーション演習 多文化間心理学 家族と多文化社会 教育と経営 保育とアート こどもと国際貢献 保育英語研究 演習ゼミ カナダ保育研究 異文化体験 I 異文化体験 II 多文化保育論 子どもと世代間交流 世界のE S Dと保育 国際こども教育と探求型アドボカシー (海外フィールドワーク)	2	1 1 1 2 2 2 1 1 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 1	

別表 第5 國際こども教育学科
(入学検定料、入学金、授業料等)

	納付金額
入学検定料	30,000 円
入学金	300,000 円
授業料	年額 940,000 円
施設費	年額 310,000 円
実験・実習費	1 年次 20,000 円 2 年次 70,000 円
諸経費 (卒業準備金)	在学期間 30,000 円

別表 第6 専攻科 國際こども教育専攻
(入学検定料、入学金、授業料等)

	納付金額
入学検定料	30,000 円
入学金	150,000 円
授業料	年額 640,000 円
施設費	年額 175,000 円
諸経費 (修了準備金)	6,000 円